

一般財団法人 社会変革推進財団 コンプライアンス規程
(2023年2月22日改定)

第1条 (目的)

この規程は、一般財団法人社会変革推進財団（以下、「本法人」という。）の倫理に関する規程の理念に則り、本法人が直面する、または将来直面する可能性のあるコンプライアンス（法令等の遵守をいう。以下同じ。）上の問題を適切に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

第2条 (基本方針)

本法人の役員及び職員（以下、「役職員」という。）は、前条の倫理に関する規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはすべての人の基本的人権を尊重し、コンプライアンスを最優先する。

第3条 (役職員の義務)

1. 役職員は、自らの職務を遂行するに当たり、以下に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 法令又は定款（以下、「法令等」という。）に反する行為
 - (2) 他の役職員に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要
 - (3) 他の役職員が法令等に違反する行為を行うことの許可、承認又は黙認
 - (4) 反社会的勢力との関係及び取引行為
 - (5) 人種差別及び各種ハラスメント行為
 - (6) 個人若しくは団体の名誉を毀損し、又はプライバシー等を侵害する行為
 - (7) 公私を混同し、職務やその地位を利用し不正に自己又は他人に利益を図る行為
 - (8) 特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為
 - (9) 出資、融資または保証業務等を行うにあたり、理事、監事、評議員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与える行為
2. 本法人は、前項各号に掲げる行為を行った役職員に対し、就業規則等に基づき厳格に処分を課すものとする。

第4条 (コンプライアンス推進体制)

1. 本法人は、本法人が直面し、直面しうるコンプライアンス上の問題の適切な管理・処理のため、以下の各号に定める担当部署を設置する。
 - (1) コンプライアンス委員会

(2) コンプライアンス室

2. 本法人のコンプライアンス推進における最高責任者は、コンプライアンス委員会の長（以下、「委員長」という。）とする。

第5条（コンプライアンス委員会）

1. コンプライアンス委員会は、理事会において選任された外部有識者1名、総務担当理事1名、コンプライアンス室長1名で構成され、委員長は外部有識者から選定されるものとする。

2. コンプライアンス委員会は、委員長の招集により、原則として3か月に1回開催する。ただし、次に掲げる場合には、委員長の決定により臨時委員会を招集することができるものとする。

(1) 委員長が必要と認める場合

(2) 委員又はコンプライアンス室長から委員会の開催の求めがある場合

3. コンプライアンス委員会は、コンプライアンス全般に関わる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の検討及び立案を担当し、コンプライアンスの実施状況を監視するものとする。

4. 委員長の役割及び権限は以下のとおりとする。

(1) コンプライアンス施策の実施に係る最高責任者

(2) コンプライアンス抵触事案（第3条第1項各号に規定する事象およびその他コンプライアンスに抵触する重大な事象をいう。以下同じ。）の対応に係る最高責任者

第6条（コンプライアンス室）

1. コンプライアンス室は、コンプライアンス委員会の直属機関として設置する。

2. コンプライアンス室の担当業務は、組織規程にて別途定める。

第7条（報告・連絡・相談ルート）

1. 役職員は、コンプライアンス抵触事案またはそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス室に報告する。

2. コンプライアンス室長は、前項の報告によりコンプライアンス抵触事案並びにそのおそれがある行為（以下、「調査対象事象」という。）を知ったとき、または内部通報によりコンプライアンス室において事実調査を行った結果、調査対象事象があると認められるときは、直ちにその事実を委員長に報告するとともに、コンプライアンス委員会の開催を委員長に求めなければならない。

3. 委員長は、前項の求めに応じてコンプライアンス委員会を招集するものとし、当該招集を受けて開催されるコンプライアンス委員会は、前項の報告を受けた上での更なる事実関係の調査方法及び対応方針を検討するものとする。

4. 役職員は、第1項にかかわらず、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス室を経由することができないときは、直接コンプライアンス委員会に第1項の報告をすることができる。

第8条（調査及び判定）

1. コンプライアンス委員会は、前条第3項にて検討した調査方法及び対応方針に基づき、調査対象事象について、必要に応じ、公正かつ公平に調査を実施するものとする。
2. 前項の調査結果を踏まえ、コンプライアンス委員会は調査対象事象におけるコンプライアンス抵触の事実の有無について判定を行い、その結果を理事長に提示するものとする。調査対象事象にコンプライアンス抵触の事実がないと判断される場合、コンプライアンス委員会は、必要に応じて調査対象事象に係る関係者に対する名誉回復等の措置をとる。

第9条（不正発生時の対応）

1. 本法人は、コンプライアンス抵触事案が生じた場合、当該行為を行った役職員に対し、第3条第2項に基づき厳格な処分を行うとともに、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス室において徹底的な原因究明、是正措置及び再発防止策の策定を行うものとする。
2. 本法人は、関係者の秘密保持等の要請に配慮しつつ、前項における処分、原因究明及び再発防止策について、公表するものとする。

第10条（コンプライアンス教育）

本法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの法人の倫理に関する規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

第11条（細則）

本規程を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

第12条（改廃）

本規程の改廃については、理事会が決定する。

附 則 （平成30年9月20日）

本規程は、一般財団法人社会変革推進機構の登記の日（平成30年9月20日）から施行する。

附 則 （2019年10月7日）

本規程の一部改正は、2019年10月1日から施行する。

附 則 （2023 年 2 月 22 日）

本規程の一部改正は、2023 年 2 月 22 日から施行する。